

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

◆難報 鳥取県市町村職員共済組合組合会の招集
◆正誤 昭和三十年三月一日鳥取県告示第九十八号中
訂正

鳥取県告示第二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条
及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）
第二条の規定により次の保安林の指定を解除する。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

目次

◆告示 保安林の指定解除
医療機関の指定
建設業者の変更登録
肝蛭検査等の実施
昭和二十九年年度農業改良普及員資格試験合格者
◆公告 建築代理士試験合格者
准看護婦試験の実施

所在地	全面積	解除面積	種	解除の理由	申請者
市郡一町村一大字一字一地一番	台帳見込	台帳見込	保安林		
岩美 福部 細川 高浜	七三ノ四三、一三三、一三〇	七三ノ四三、一三三、一三〇	飛砂防備林	指定理由の消滅	福部村細川 中村 金治
同 同 同 同	七三ノ四三、一三三、一三〇	七三ノ四三、一三三、一三〇	"	"	同 同 横山台次郎
同 同 同 同	七三ノ四三、一三三、一三〇	七三ノ四三、一三三、一三〇	"	"	同 同 山根 保治

建築代理士試験の合格者は次のとおりである。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

和田 仁一

保健婦 助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十年三月十八日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 試験場所

鳥取保健所（鳥取市二階町四丁目）

二 試験日時

昭和三十年四月五日（学科）

昭和三十年四月六日（実地）

午前九時開始

三 試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生

食餌療法

薬理概論

一般看護法（理論及び実地）

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科疾患及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

眼科、歯科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器疾患

理学療法

四 受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者（試験当日まで二年修業見込の者を含む）

2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指

定した准看護婦養成所を卒業した者（試験当日まで卒業見込の者を含む）

3 (イ) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日まで三年以上修業見込の者を含む）

(ロ) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日まで卒業見込の者を含む）

(ハ) 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(イ)(ロ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

4 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち3の(ハ)に該当しない者で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認めたる者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内に在つて、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で当該地において保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十

三年法律第二百三十三号）第五条又は第六条に規定する業務を行つていたものうち、准看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて満州、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いわゆる看護の業務に従事しており且つ保健婦、助産婦、看護婦法第二十三条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認めたるもの

五 試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六 受験願書の提出期限

昭和三十年三月二十二日から三月三十一日までとし、期限経過後の願書は受理しない、但し郵送の場合は三月三十一日附の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課（鳥取市東町九九 一〇〇）

八 受験手数料

受験手数料として三百円に相当する鳥取県収入証紙を

受験願書にはつて納付すること。但し県外から受験しようとするときは現金又は小爲替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書(別記様式一)
- 2 履歴書(別記様式二)
- 3 写真(札型とし出願前六月以内に正面で撮影したものでその裏面には、撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- 4 戸籍抄本
- 5 (イ) 四の1又は2若しくは3の(イ)(ロ)に該当する者は、
修業証明書(修業見込証明書)又は卒業証明書(卒業見込証明書)
- (ロ) 四の3の(イ)に該当する者は、外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認められた書類の写

- (イ) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
- 6 四の5に該当する者は、次に掲げる証明書を添付すること。

- (イ) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者例えば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長科主任、総務長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者であつて被証明者との関係が明らかであるものの証明書
- (ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類
- (ハ) 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり且つ証明の内容が証明者の確実に証明し得る範囲内のものであること。

十 受験票の交付

受験票は試験当日試験場所受付において交付する。

様式一

鳥取県
取入証
鳥收

准看護婦試験願

本籍

住所

氏(ふりがな) 名

年月日生

昭和 年 月 日
のて関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右氏

名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

様式二

履 歴 書

本籍

住所

氏(ふりがな) 名

年月日生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右氏

名 ㊟

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

雑報

市町村職員共済組合法施行令第一条第三項の規定に基き次のとおり公告する。

昭和三十年三月十八日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 原田悦壽

- 一 開催期日 三月二十六日 午前十一時
 - 二 開催会場 気高郡浜村町 煙草屋旅館
 - 三 会議に附すべき事項
- 昭和三十年度事業計画書について

正誤

昭和三十年三月一日付鳥取県告示第九十八号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
二	終りから	四	フタ通り	フタ通
三	始めから	下から	一、〇〇〇〇	一、〇九〇〇
四	始めから	四	同	同

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

四	七	七	一七	一八	二〇	二二	二二	二六	三〇	三〇	三六
始めから	終りから	終りから	始めから	始めから	終りから	終りから	終りから	始めから	始めから	終りから	終りから
下から	四	四	四	四	三	三	三	四	三	四	四
同	〇五二六	一、五八八ノ二	同	免鼻	六、二五〇〇	〇〇〇〇	二、八〇〇〇	四、二〇〇〇	喜平松	同	九〇〇〇
同	〇五二四	一、五八九ノ二	同	免鼻	六、三五〇〇	一、〇〇〇〇	八〇〇〇	四三〇〇	同	喜平松	〇九〇〇

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町